

自動配送ロボット等の制度整備の検討状況について

<道路交通法の一部を改正する法律案(概要)>

- 遠隔操作により通行する車であって、最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当するものを「遠隔操作型小型車」とし、歩行者と同様の交通ルール(歩道・路側帯の通行、横断歩道の通行等)を適用する。
- 遠隔操作型小型車の使用者は、都道府県公安委員会に届け出なければならないこととする。

(1) 最高速度、車体の大きさ

- 最高速度: 6km/h
- 車体の大きさ: 長さ120cm × 幅70cm × 高さ120cm ※現行の電動車椅子相当

(2) 通行方法

- 通行場所: 歩行者と同じ(歩道、路側帯、道路の右側端)
- 歩行者相当の交通ルールに従う(信号や道路標識等に従う、横断歩道の通行等)
- 歩行者に進路を譲らなければならない



歩道



路側帯の設置された道路



歩車道の区別のない道路

(3) 届出制

- 遠隔操作型小型車を通行させようとする場所を管轄する都道府県公安委員会への事前届出を義務化(届出事項: 使用者の氏名等、通行する場所、遠隔操作を行う場所、非常停止装置の位置、ロボットの仕様等)

(4) 行政処分等

- 警察官等は、危険防止等のため、遠隔操作型小型車を停止又は移動させることができる
- 都道府県公安委員会は、使用者が法令に違反したときは、必要な指示(措置をとるまでの間の通行停止を含む)を行うことができる